

グループ	項 目	施策の内容	配 点	備 考
A.安全衛生	建設工事現場における作業空間の安全性の確保	① ☐整理整頓の実施 ☐標識などの設置による安全な作業空間・通路の確保 ☐作業場の無段差化 ☐注意喚起機器類[WBGТ警報機器、切羽崩落予測装置、赤外線センサ音声案内機、レーザーバリア、重機接近防止センサー等]の設置、重機類の作業半径等の明示 ☐ミスト噴霧器、スポットクーラーの設置 ☐その他	最大3	・同種の施策は1施策としてカウントする ・作業エリアではないところ（仮囲いの外、事務所内 等）での施策は加点しない ・直接的な安全性の確保ではない施策（WBGТ測定のみの実施、掲示物による災害事例の周知 等）は加点しない
	建設工事現場における作業中の視環境、空気環境、音環境の管理	② ☐照度の確保 ☐換気・集塵装置の設置 ☐鉄板敷や散水による粉じん防止 ☐防音パネル、防音シート、消音、防振設備等の設置 ☐その他	最大3	・同種の施策は1施策としてカウントする ・作業エリアではないところ（仮囲いの外、事務所内 等）での施策は加点しない ・一般的な機材[投光器、スズラン灯、扇風機、安全法令で規定されている保護具類、設置義務のある設備]の使用等、快適職場の施策としては不十分と考えられる施策は加点しない
	建設工事現場で作業する建設技能者の身体負担・労力軽減	③ ☐作業姿勢改善のための作業台設置 ☐重量物運搬等作業の負担軽減策の実施[助力装置導入、ICT建機の導入、水平運搬を軽減する躯体工事中のボード類の先行揚重、設備配管のユニット化、垂直揚重リフト、自動昇降足場等] ☐電子的な情報管理[入退場管理システム等] ☐移動用モーターカーの設置 ☐その他	最大2	・同種の施策は1施策としてカウントする ・建設技能者の負荷軽減と判断できない（元請職員のための施策と思われる 等）施策は加点しない ・一般的な機材[フォークリフト、クレーン、パレット、ハンドリフト,キャスター荷台、ソロボコンペヤー、チルトタンク、チルローラ]の使用等、快適職場の施策としては不十分と考えられる施策は加点しない
	感染症対策	☐感染症の主な感染経路である「接触感染」と「飛沫感染」のそれぞれについて、建設現場や事務所内、現場への移動経路等における技能者の導線や接触等の実態に応じた最大限の対策をしている 【接触感染対策】 ①共有設備（ドアノブ、電気のスイッチ、手洗い場の蛇口等）の消毒 ②消毒液の設置 ③トイレ・手洗い場の共用タオルは使用禁止・撤去し、ペーパータオルを設置、又は個人用タオルを持参するよう周知・指導 【飛沫感染対策】 ①会議、朝礼時、休憩時等における3密の回避 ②換気設備の整備（2方向の開口部の確保）等による施設の換気 ③マスク、フェイスシールド着用の徹底 ④人と人が対面、近接 する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽 ⑤喫煙所での会話禁止 【その他全般】 ①体温チェック ②感染防止対策を示したポスター等の掲示	配点なし	・2023年6月以降当面の間、必須項目から外し、配点対象にもしない。 ・新型コロナウイルスの再変異による強毒化や、H5N1型鳥インフルエンザのパンデミック等により、最大限の感染症対策が社会的に求められることとなった場合に、当該項目の配点を復活する。 ・稼働中の医療施設内での工事など感染対策上の必要がある場合を除き、平時においては本人の意思に反してマスクの着用を強いことは避けなければならないが、平時であっても換気、消毒、3密回避の対策を行うことは、衛生状態を良好に保つために有効である。
		☐3密の回避のために、デジタルサイネージの導入や場内のWifi環境の整備によって情報伝達のデジタル化を実施している	最大1	・情報伝達のデジタル化による3密回避は、新型コロナウイルス対策のみならず一般的な感染症対策としても有用であるため、配点を継続する。
	安全衛生教育の推進	⑤ ☐建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた安全衛生に関する知識習得への支援（研修会等の実施）を実施している	最大1	・新規入場者教育や朝礼・安全大会、定期的安全衛生研修などで繰り返し教育を行っている場合を含む ・極めて短期的又は形式的（1度きりの実施で継続的に行っていない、資料配布のみ等）なものは加点しない
	安全及び健康に関する意識啓発	⑥ ☐健康相談会・AED使用講習会・熱中症対策講習会等の開催 ☐メンタルヘルス対策の実施 ☐目安箱等の設置による意見吸い上げ ☐「ヒヤリ・ハット」事例の収集 ☐安全標語の募集、表彰 ☐職長月間安全目標の掲示 ☐技能者向けの健康診断の実施（近隣の医院に依頼、拠点を利用した一斉健診の実施等） ☐技能者が毎日測定できるよう血圧計を複数台設置 ☐その他	最大2	・同種の施策は1施策としてカウントする ・グループB項目⑤と内容が重複している場合は加点しない ・ポスターの掲示のみは加点しない

グループ	項 目	施策の内容	配 点	備 考
B.働きやすさ	建設技能者が利用可能な詰所内の施設、設備	① ☐建設工事現場に設置されている建設技能者のためのトイレ（建設技能者以外の者が使用することを認めないものではない）のうち、下記の条件を満たしたトイレが男女別（※）にそれぞれ1台以上設置されている ※作業所内で男女別の設置が難しい場合は、作業所の近くに設置された既設のトイレを含める。 I．仮設トイレを設置している場合 1. 男女共通 （1）建設技能者が使用することを主たる目的として設置されている （2）清潔に維持管理されている （3）洋式便座 （4）水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む） （5）臭い逆流防止機能（フラッパー機能） （必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること） （6）容易に開かない施錠機能（二重ロック等） （二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの） （7）照明設備（必要な明るさが常に維持されること） （8）衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上） （9）男女別の明確な表示 （10）入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等） （11）鏡付きの洗面台 （12）便座除菌シート等の衛生用品 2. 女性用トイレ （13）男性が無断で使用できないよう施錠管理されている （14）設置位置や動線に配慮されている※ （15）サニタリーボックス ※（例）・現場に設置した休憩所や詰所、喫煙所等の人目につく場所を避けた配置 ・男性用と並列させる場合は女性専用の仮設トイレを奥に設置 II．既存建物のトイレを賃借している場合等既設の常設トイレを使用している場合 上記「I．仮設トイレを設置している場合」における（1）、（2）、（4）、（9）、（11）、（15）	必須	・チェックのない項目がある場合は不可 ・便器が和式、入口の目隠しが網目になっていて中が見えている等は不可
	建設技能者が利用可能な詰所内の施設、設備	② ☐冷暖房設備付きの休憩室（休憩車を含む）を設置している	必須	・建設技能者が利用できるものであること
	建設技能者が利用可能な詰所内の施設、設備	③ ☐現場敷地内を原則禁煙とし、下記の条件を満たした屋外喫煙場所や喫煙専用室等を設けることで、受動喫煙防止対策をしている（現場敷地内を全面禁煙としている場合も可とする） I．屋外に喫煙場所を設置している場合 ①建物の出入口や窓、屋外の人の往来が多い区域から可能な限り離して設置していること ②煙の建物内への流入防止のため、空気の流れ等を考慮した場所に設置していること ③20歳未満の者の立入を禁止していること II．屋内に喫煙室を設置している場合 ①専ら喫煙のために利用されることを目的とした室であること ②出入口において室外から室内に流入する空気の気流を毎秒0.2m以上確保していること ③たばこの煙が漏れないように壁・天井等によって区画されていること ④たばこの煙が屋外又は外部に排気されていること ⑤施設の出入口および喫煙専用室／加熱式たばこ専用喫煙室に法令により指定された標識を掲示していること ⑥20歳未満の者の立入を禁止していること	必須	以下に当てはまる場合は不可 【屋内全面禁煙の場合】 ・チェックのない項目がある ・明らかに人の往来が多い箇所（事務所やトイレの出入り口付近、階段下等）に設置されている ・必要な設備（灰皿、消火器、消火バケツ等）がない 【空間分煙の場合】 ・チェックのない項目がある ・喫煙室が喫煙以外の用途で使用されている（道具置き場と併用されている等） ・非喫煙スペースとの分離が不十分（パーテーションやカーテンで区切られているだけ等）
	建設技能者が利用可能な詰所内の施設、設備	④ ☐清潔性を維持するための設備（シャワー室、洗濯機、乾燥機、等）の設置 ☐救命のための施設、設備（AED、救護室等）の設置	最大1	以下に当てはまる場合は加算しない ・ヘルメット洗浄機やエアウォッシャーのみで、衣服や身体を洗う設備でない ・洗面台にシャワーヘッドを取り付けただけで「シャワー室」になっていない ・救急箱、担架の設置のみ ※洗面所は不可（トイレの要件に含まれているため）
	建設技能者が利用可能な詰所内の施設、設備	⑤ ☐食事提供のための施設、設備（食堂、売店[自販機]、冷蔵庫、電子レンジ、等）	最大1	・建設技能者が利用可能なものであること
	建設技能者が利用可能な詰所内の施設、設備	⑥ 「B.働きやすさ」①～⑤に該当しない、 ☐「健康・衛生保持のための」施設、設備を設置している ☐「利便性向上のための」施設、設備を設置している	最大2	・建設技能者が利用可能なものであること ・他の項目の内容に該当する場合は加算しない ・一般的な施設、設備[足場や通路、人荷用エレベーター、駐車場、充電用コンセント]の設置等、快適職場の施策としては不十分と考えられる施策はカウントしない
	外国人技能者の就業に配慮した取り組みの実施	⑦ ☐音声翻訳機などのコミュニケーションツールの活用 ☐外国語表記の安全看板やパンフレットの設置 ☐宗教上の食の禁忌に配慮した食事の提供または食事施設の設置 ☐外国語による構内放送 ☐外国語の視聴覚教材による教育 ☐その他	最大3	・現場に外国人技能者がいない場合は実施項目から除外し、満点-3として得点率を計算する ・同種の施策は1施策としてカウントする ・外国人技能者のための施策と判断できない（外国語表記のない看板、日本人技能者も含めた全員が使える設備等）
	働き方改革に資する取り組み	⑧ ☐4週6閉所以上の実施（この場合、原則として各月の第2、第4土曜日を閉所することとする） ☐4週7閉所以上の実施 ☐4週8閉所以上の実施 ※土日閉所が困難な場合は、振替閉所を可とする（振替閉所とは、土日の閉所が困難な場合、工期内に週休二日相当の閉所日を確保することである。降雨日等の現場作業不能日を含む。また、祝日等を振替閉所として扱うことを可とする）	6閉所→必須 7閉所→2 8閉所→3	・閉所日の合計が必要な日数に達していない場合は不可
	働き方改革に資する取り組み	⑨ ☐元請として時間外労働時間の日建連自主規制（年720時間以内など4条件）を遵守する環境づくりに取り組むとともに、下請企業にもポスター掲示や労働安全協議会・朝礼での説明などにより要請している。	最大1	・2024年4月以降は自主規制が法規制に変わり、遵守が当然の状態となることから、2024年4月以降の最初の快適職場日建連基準見直し時に本項目を加算対象から除外（削除）する。

グループ	項 目		施策の内容	配 点	備 考	
C.処遇改善・公益性	社会保険・建退共への加入推進	①	☐下請会社および現場入場者に対する社会保険加入の周知徹底・指導等を実施している【周知徹底・指導等の内容】 1. 一次下請企業について （1）一次下請企業に対して、元下請契約時等において企業単位および労働者単位で社会保険への適正な加入を徹底するよう指導している。 （2）契約後に施工体制台帳により加入状況を確認し、未加入の場合は適正な加入を徹底するよう指導している。 2. 二次以下の下請企業について （1）二次以下の全ての下請企業に対して、一次下請企業等を介し上記1.（1）と同様の指導をしている。 （2）元下契約後に施工体制台帳により二次以下の加入状況を確認し、一次下請企業等を介し上記1.（2）と同様の指導をしている。	必須	・周知、指導の方法がポスターの掲示のみでなく、能動的に周知・指導を行っていること	
			☐CCUSに登録されている事業者を選定している（建築50％以上、土木70％以上）	最大1	・国交省CCUS義務化モデル工事の加点基準では、建築50％、土木70％が平均事業者登録率の最低基準	
	社会保険・建退共への加入推進	②	☐作業所に建退共制度適用標識シールを掲示するとともに、加入周知をしている	必須	・周知、指導の方法がポスターの掲示のみでなく、能動的に周知・指導[契約条件への記載、安全衛生協議会での周知、建退共加入状況の把握と証紙提出の指導、加入アンケートの実施等]を行っていること	
			☐建退共本部が実施する電子申請方式に企業として参加し、CCUSカードタッチ技能者への建退共掛金完全支払いを行っている	最大1		
	建設キャリアアップシステムの導入・推進	③	☐現場IDを取得し、カードリーダー等（顔認証システム等を含む）を設置している ☐工事期間中における技能者のカードタッチ数を人工数で除した数値が建築では20％以上、土木では30％以上 ☐工事期間中における技能者のカードタッチ数を人工数で除した数値が建築では30％以上、土木では50％以上	建築20％以上、土木30％以上→1 50％以上→2	・国交省CCUS義務化モデル工事の加点基準では、建築20％、土木30％が平均就業履歴蓄積率の最低基準、建築30％、土木50％が目標基準	
			☐掲示物等により現場が対象となっていることを明示している ☐下請負見積依頼書に労務費の明示について記載している ☐ホームページ上で現場の属性を明記した上で宣言している ☐その他	最大1	・現場が対象となっていることがわからないものは加点しない	
	建設業に対するイメージアップへの貢献	⑤	☐工事関係者以外との懇親イベントの開催 ☐見学会の開催 ☐現場周辺（一般道に面している範囲全体）の緑化 ☐周辺道路の清掃作業 ☐地域行事へのボランティア参加 ☐横断歩道でのお年寄りや子供の誘導活動 ☐その他	最大2	・基本的には同じ内容の施策は複数回実施した場合も1施策としてカウントするが、丸1日を費やすような規模の催しについては同じ内容の施策であっても1日につき1P加点とする 以下に当てはまるものは加点しない ・工事関係者に対するイベント（発注者に対する見学会、職員・作業員の懇親会 等） ・会社として取り組んでいる（当該作業所に従事している者が関わっていない）イベント（本社で開催したワークショップ、研究所での体験イベント 等） ・宣伝を目的とした掲示物 ・効果が不明確な施策	
	採点方法および合格ライン					備 考
				採点方法：1施策の実施につき1Pとし、各項目の最大Pまで加点。 必須項目が実施されていない場合は不可。 満点：30 又は 27（現場に外国人技能者がいない場合） 合格ライン：すべてのグループの合計点が満点の80％以上で快適（プラチナ）、70％以上で快適	【共通】 ・実施予定（未実施）の施策は加点不可 ・各項目に対して大きな効果が認められない施策は加点不可	